別記２　新規漁業就業者研修事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、新規漁業就業者研修事業（以下「研修」という。）における新規漁業者確保のため指導漁業経営、漁業技術等の習得などの研修事業に関し、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　新規漁業就業者研修事業は、独立漁業を目指す者に対し、漁業の実際の操業等による漁労技術の習得のための新規漁業就業者研修を実施するものに対して支援する。

２　研修期間は１か月以上１年未満とし漁期や研修生の状況等を勘案し、関係機関と協議の上決定する。

（対象者要件）

第３条　この事業の対象者は、次の要件をすべて満たすものとする。

（１）　研修開始日における満年齢がおおむね６５歳未満で一般的な漁労が可能な心身ともに健康であると認められる者

（２）　漁業未経験又はこれまで漁業に従事した経験が概ね６か月未満であること。

（３）　長期研修終了後又は引き続き国や県の研修を受ける場合は、その研修終了後に上天草市内の就業希望地において速やかに独立型の漁業を開始し、３年以内に漁業就業地先の漁業協同組合正組合員となることを確約できる者

（４）　漁業就漁希望地に住民登録していること又は速やかに住民登録ができる者であること。

（５）　生活費の確保を目的とした他の事業（生活保護、農林水産業の給付金事業等）による給付を受けていないこと。

（６）　過去に漁業に係る国及び市の研修事業を受けていないこと。

（７）　市税及び水道料金の未納がないこと。

（研修申込手続）

第４条　漁協は、指導漁業者及び研修希望者と研修内容について十分協議のうえ、新規漁業就業者研修受講申込書（別記２様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（研修生の選考）

第５条　研修生の受入れについては、上天草市みなと・水産課、研修受入れ漁協及び指導漁業者による書面審査及び面接において研修希望者の漁業就業意欲や漁業に対する適性等を判断し、受入れを決定するものとする。

（研修計画の認定）

第６条　漁協は、前条による選考の結果、研修生を受け入れる場合は、研修に先立ち、新規漁業就業者研修事業研修計画認定申請書（別記２様式第２号。以下「認定申請書」という。）に新規漁業就業者研修事業計画書、誓約書(別記２様式第３号)及び上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付申請書（要綱第６条第1号様式）を添えて市長へ提出しなければならない。

２　市長は、認定申請書の提出を受けた場合は、当該計画に係る書類等の審査等により目的及び研修内容が適正であるかどうか等を審査し、当該計画が適正であると認めるときは新規漁業就業者研修事業研修計画認定通知書（別記２様式第４号）を漁協に交付するものとする。

（研修計画の内容変更）

第７条　漁協は、前条の規定による認定を受けた後、漁業研修生（以下「研修生」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、計画内容の変更を市長に文書により提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

（１）　研修の内容及び期間の変更をする場合

（２）　研修の休止又は中止をする場合

２　前項の変更計画書は、変更前後の内容を明記したものを添えて提出するものとする。

（漁業研修生の取扱い）

第８条　漁業研修生の取扱いについては次のとおり。

（１）　身分については、漁業研修生とし、漁業活動の対象とする。

（２）　研修日は概ね週４日以内とする。ただし、漁法、漁期等により変更することもあり得るが、ひと月５０時間以上の研修を行うものとする。

（３）　研修生には、研修手当として月額６２，５００円を上限に、研修１日当たり６，２５０円の補助金を交付するものとする。

（研修生の責務）

第９条　研修生は、研修期間中、受入れ漁業指導者又は漁協の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次に抱える事項を遵守しなければならない。

（１）　研修計画に則り、必要な技能を習得するよう努めること。

（２）　別に定める研修日誌（別記２様式第５号）を記録し、指導漁業者の確認印を受領のうえ、月毎に地先漁協に提出し、研修内容の確認を得るものとする。

（３）　研修期間中に知り得た地先漁協及び受入れ指導漁業者の業務上の機密や個人情報等について、他に漏えいしてはならない。

（４）　地先漁協及び受入れ指導漁業者等の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他の不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（５）　研修終了後又は引き続き国や県の研修を受ける場合はその研修終了後に速やかに上天草市内において漁業就業し、３年以内に所属漁協の正組合員にならなければならない。

（研修中止）

第１０条　研修生が研修期間中に前条に定める責務を果たさなかった場合等誠実な研修を遂行できないと判断した場合は、研修を中止するものとする。

２　漁協は、研修生が病気、天災等やむを得ない事由により研修の継続が困難となったときは新規漁業就業者研修事業研修中止届（別記２様式第６号）を市長へ提出するものとする。

（実績報告）

第１１条　漁協は、研修が終了したときは速やかに新規漁業就業者研修事業研修実績報告書（別記２様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（営漁計画）

第１２条　漁協は、研修生の営漁計画書（別記２様式第８号）を市長に提出し、営漁計画に即した漁業就業を行うように指導するものとする。

（指導漁業者）

第１３条　研修生を受け入れ、指導する漁業者は、新規漁業就業を志す人材を広く育成及び確保していくことの重要性を充分理解しており、研修受入れ指導漁業者として漁協が推薦する者でなければならない。

２　指導漁業者には、研修謝金として月額９４，０００円を上限に研修１日当たり９，４００円を支給するものとする。

３　複数名による指導は差し支えないが、指導漁業者は、研修生の４親等以上の者とする。

（補助金の返還）

第１４条　研修中又は研修期間終了後、次の項目に該当したときは補助金を全額返還しなければならない。

（１）　研修計画に即した適切な研修を行っていないとき。

（２）　考慮すべき事由なく研修を中止したとき。

（３）　研修終了後又は引き続き国や県の研修を受ける場合はその研修終了後に１年以内に上天草市内において独立型の漁業就業をしなかったとき。

（４）　就業後、２年間以上漁業に従事しなかったとき。

（５）　日誌、営漁計画等必要書類の提出を行わないとき又は虚偽の申請、報告があったとき。

２　天災や研修生、指導漁業者の病気、その他やむを得ないと認められる場合はその限りではない。

（事業年度）

第１５条　この事業の事業年度の期間は４月１日から３月３１日までとする。漁期等により２か年度にわたる研修を行うときは、年度ごとに計画書を作成し、承認を受けなければならない。

（その他）

第１６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。